

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

丸森町の人口は、昭和 29 年 12 月 1 日の旧 2 町 6 村合併時に約 3 万人であった。その後、人口流出や少子高齢化の進行により、合併時をピークに人口は急激な減少を続け、平成 29 年末には 13,929 人となり、今なお減少傾向が続いている。また、高齢化率は 39.3%と、宮城県で 2 番目に高い状況にある。

町域の約 7 割を占める森林や、町北部を貫流する阿武隈川と肥沃な土壌により、古くより農林業が盛んであったが、高度経済成長期には豊かな労働力を背景に製造業を中心とした企業の進出や創業が相次ぎ、製造業は町基幹産業の一つとなった。産業別就業人口では、約 3 割を製造業が占めている。

域内の中小企業は、人口減少や昨今の好景気による人手不足、そして、少子高齢化による後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された町産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本町では、独自の取り組みとして、町内に立地する事業者に対する町補助金「企業立地奨励金事業」や、町内事業者を参加対象とする高校新卒者向け合同就職説明会「丸森町企業情報ガイダンス事業」を講じてきた。

一方で、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、県南地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

丸森町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が丸森町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、町内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、売電を目的として、雑種地、山林、田畠及びその他遊休地等に設置する太陽光発電に関する設備については、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

丸森町の産業は、町内平野部に位置する工場団地のほか、阿武隈急行線丸森駅周辺から山間部に至るまで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、丸森町内全域とする。

（2）対象業種・事業

丸森町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が丸森町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。